

携帯電話・スマートフォン等の使用規定

令和5年1月24日改訂

令和5年4月 1日施行

熊本県立天草高等学校倉岳校 生徒指導部

携帯電話・スマートフォン等(電波を発するスマートウォッチを含む)の使用については、以下の注意事項を厳守すること。

- 1 校内での携帯電話・スマートフォン等の使用は放課後に決められた場所に限り、保護者への連絡のみ使用を認める。
- 2 登校時、正門に入る前に電源を切り、バッグに入れて校内では触らない。
※電源を切ったか確認していたなど、いかなる理由も認められない。
- 3 携帯電話・スマートフォン等の貸借はしない。必要な場合は担任に相談すること。
- 4 校舎内において利用する場合(放課後の保護者への連絡のみ)は、周囲への影響を考えて、迷惑にならないように使用すること。
- 5 各電話会社の有害サイトアクセス制限のフィルタリングサービスに必ず加入すること。
- 6 次のような行為があった場合は学校の指導に従うこと。
【規定違反となる事例】
 - (1) 校内で着信音が鳴るなどの行為があった場合。
 - (2) 校内で通話やメールの確認や返信等の利用があった場合。
 - (3) 校内で充電等をした場合。
 - (4) 校内で放課後の時間に保護者への連絡以外に使用した場合。
 - (5) 校外で不適切な使用があった場合。 等
- 7 規定違反があった場合の指導は以下のとおりとする。
 - (1) 1回目…担任及び生徒指導部からの指導後、その日に生徒へ端末を返す。
 - (2) 2回目…担任及び生徒指導部からの指導後、学校で一時預かり、その日に保護者へ直接端末を渡し、家庭での指導を依頼する。
 - (3) 3回目…担任及び生徒指導部からの指導後、学校で一時預かり、その日に保護者を召喚し、保護者へ端末を渡し、再度家庭での指導の依頼と警告を行う。
 - (4) 4回目…審議(特別指導含む)
- 8 その他悪質な使用があった場合は生徒指導部で審議の上、特別指導となる場合もある。
- 9 「熊本県教育委員会くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」により、22時から翌朝6時の使用は控え、規則正しい生活を心がけること。